

令和5年版 循環型社会白書の概要について

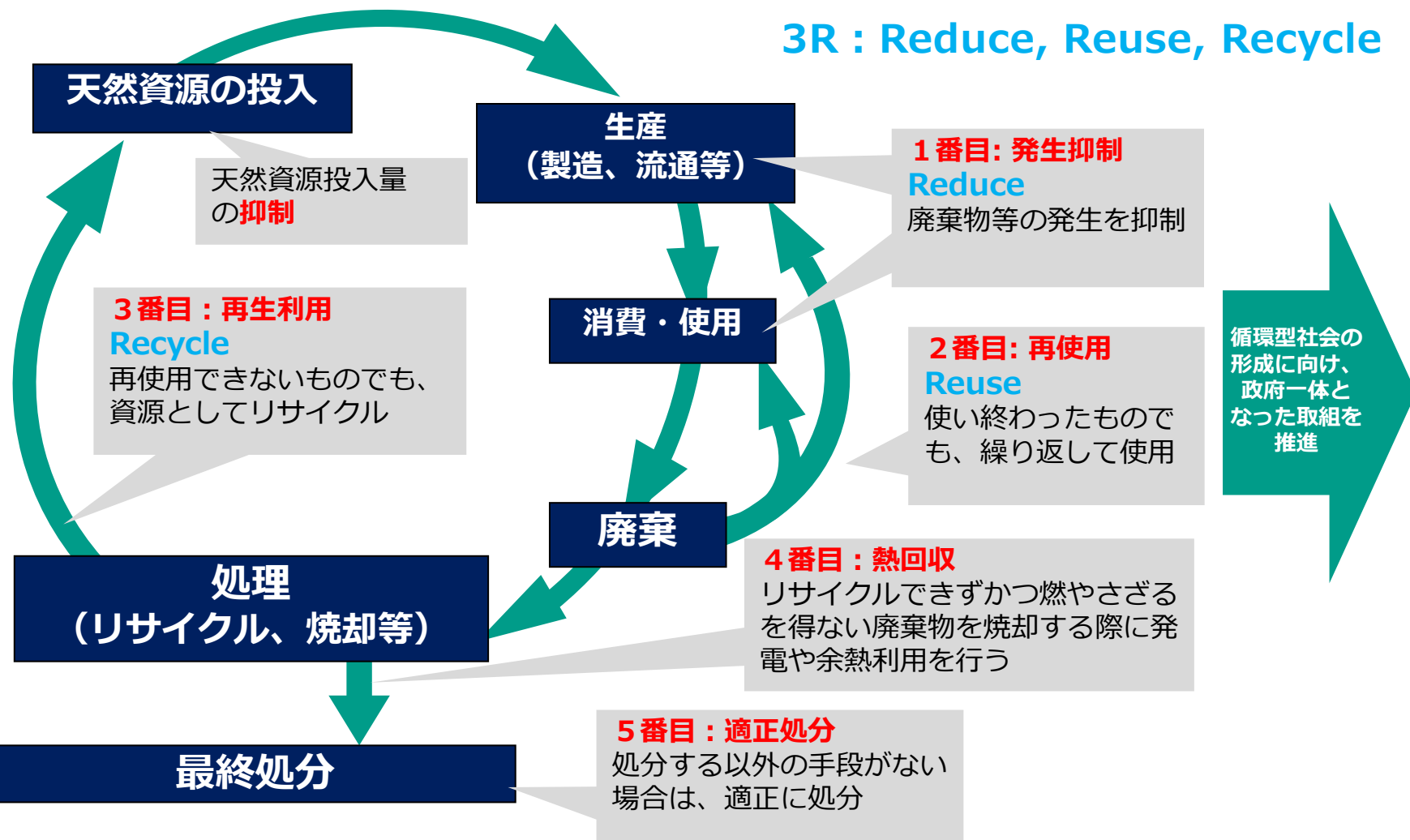
令和5年 白書を読む会



環境省
環境再生・資源循環局

- 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会【循環型社会形成推進基本法（平成12年6月公布、13年1月完全施行）第2条】

3R : Reduce, Reuse, Recycle



循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの
- 平成30年（2018年）6月19日に第四次循環計画を閣議決定

第四次循環計画の構成

持続可能な社会づくりとの統合的取組
(環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上)

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

適正処理の更なる推進と環境再生

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

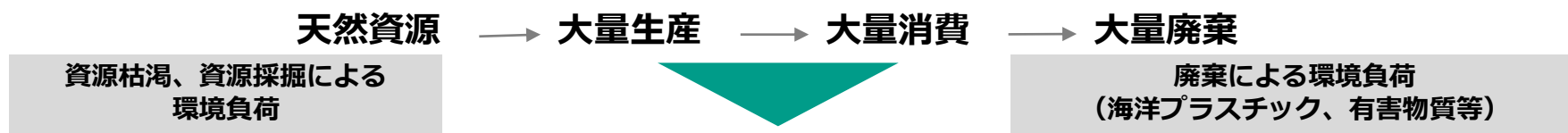
万全な災害廃棄物処理体制の構築

循環分野における基盤整備

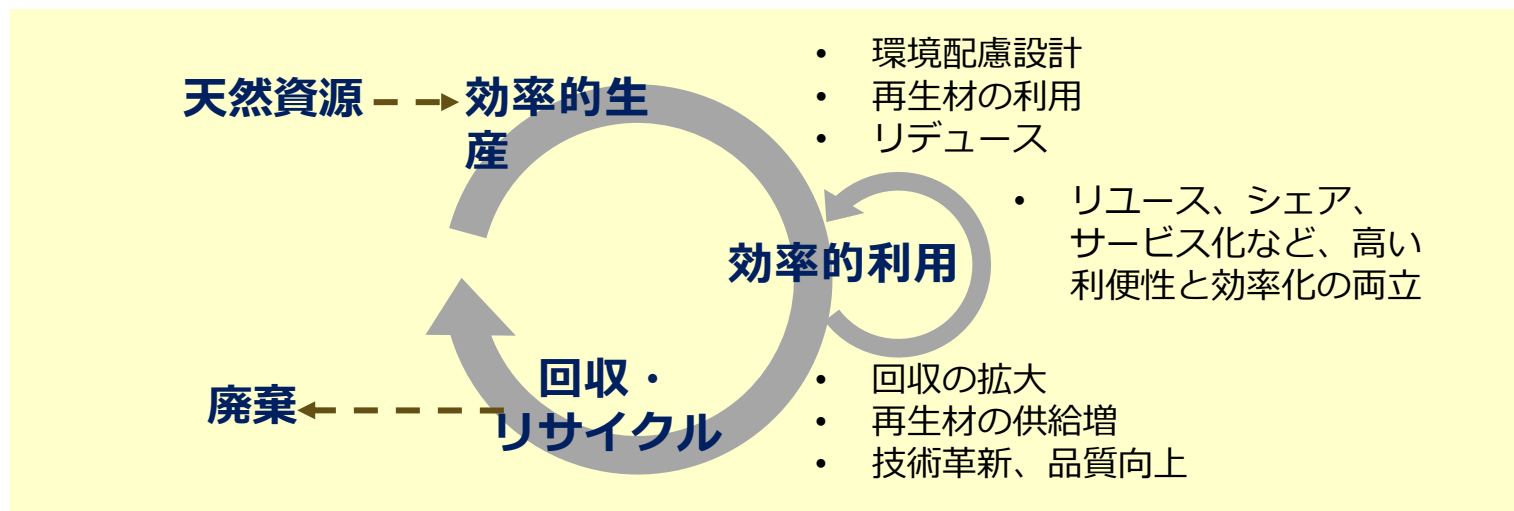
①情報の整備 ②技術開発、最新技術の活用と対応 ③人材育成・普及啓発等

- 世界の三大環境危機（気候変動、生物多様性損失、汚染）への対処には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の**線形経済**から、一次資源利用を抑制し、資源が経済の中で最大限循環し、廃棄物が最小化される**循環経済**への移行が必要。この必要性がG7や国連決議を始め、国際的に広く共有されている。
- また、持続可能な資源利用は、経済の成長・安全保障及びレジリエンスにも貢献。

線形経済の限界



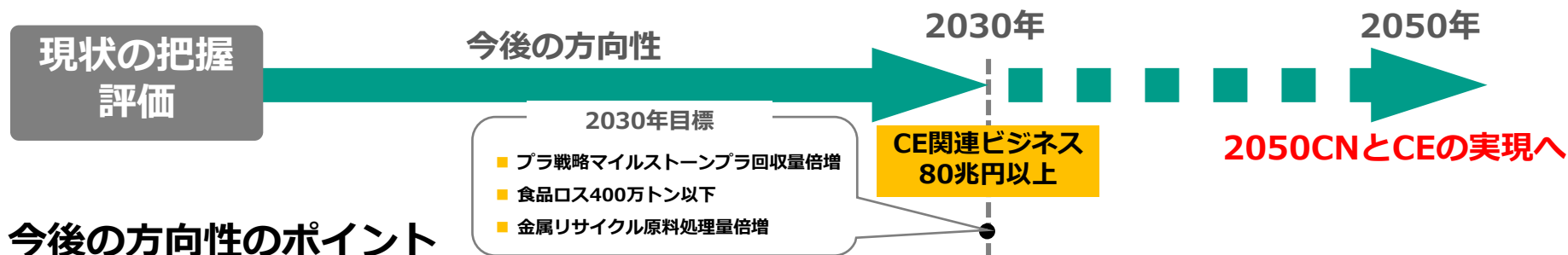
循環経済への移行



GHG排出・生物多様性損失・汚染の削減に貢献

背景・経緯

循環基本法に基づき、平成30年に策定した第四次循環基本計画では、2年に1度のペースで施策の進捗点検を行うこととしている。加えて、令和3年策定の地球温暖化対策計画では、**カーボンニュートラル（CN）の実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー；CE）への移行を加速するための工程表**の検討を行うこととしていた。このため、令和3年12月より、中央環境審議会で計画の進捗点検を行い、点検結果を踏まえた**今後の方向性の部分**を、**令和4年9月に循環経済工程表として取りまとめた**。



今後の方向性のポイント

1. プラスチック・金属資源：

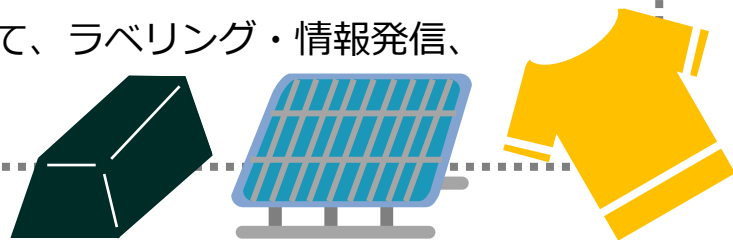
- ✓ プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を推進。
- ✓ 経済安全保障の観点から、レアメタル等の金属資源の国内外でのリサイクルを推進。

2. 太陽光発電パネル：リユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討。

- ### 3. ファッション：サステナブル・ファッションの実現に向けて、ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計等を推進。

循環経済工程表：<https://www.env.go.jp/content/000071596.pdf>

参考資料集：<https://www.env.go.jp/content/000071599.pdf>



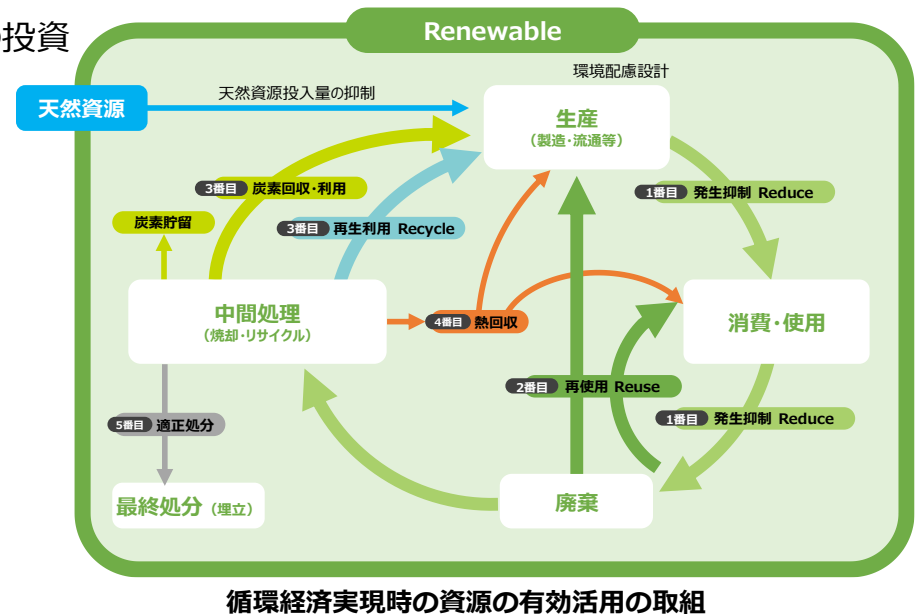
2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく 3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- **循環経済**（価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物発生最小化）への移行
 : 本業を含めた経済活動全体の転換、 3R + Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、**ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献**

- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを**成長のエンジン**に、**GX**への投資
- **経済安全保障**の抜本的強化。

持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。

- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、各主体の連携・意識変革・行動変容
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

各分野における
施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

素材ごとの方向性	デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保・循環経済関連ビジネス基盤 物質・エネルギー両方の脱炭素シナリオ研究、資源循環の取組による脱炭素効果定量分析	バリューチェーン全体でのロスゼロ	
プラスチック 廃油	プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable、市場ルールの形成 廃溶剤のアップサイクル等廃油のリサイクル推進	再生材の活用・新規投入のバイオマス化、燃やさざるを得ない場合の熱回収徹底	プラ戦略 マイルストーン プラ回収量倍増
バイオマス	廃棄物系バイオマスの活用、食品廃棄物ゼロエリアの創出、フードドライブ等 再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした持続可能な航空燃料(SAF)の製造・供給に向けた取組	自然の中で再生されるペースを超えない利用	食品ロス 400万トン以下
金属	分別回収の参画、AI等の活用による選別高度化、動静脈連携等による国内資源循環の促進 アジアを中心とした国々で再資源化が困難な使用済み製品等からの金属の再資源化	ライフサイクル全体での最適化 アジア域での重要鉱物の資源循環	金属リサイクル 原料 処理量倍増
土石系 建設材料	脱炭素社会に向けたシナリオ分析を踏まえた定量的知見の充実 原材料使用の効率性向上、環境配慮設計、建築物長寿命化 セメント製造工程での有用金属回収、副産物・廃棄物・処理困難物利用拡大、混合セメント利用拡大	付加価値の高い再生利用	

各分野における
施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

製品ごとの方向性	生産段階での環境配慮設計、再生可能資源利用の促進 使用段階でのリユース、リペア、メンテナンス、サブスクリプション等、新たなビジネスモデル	ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化
建築物	良質な社会ストックの形成・維持による発生抑制、有効活用できる建築資材の再使用 建設系廃材の再資源化等のため、速やかに建設リサイクル法含めた制度的対応を含めた検討	コンパクトで強靱なまちづくり 対象エリアから取り残された災害に脆弱な地域で、災害時廃棄物発生量低減・防災力向上の観点から施策検討
自動車	現在の排出実態の早急な把握 削減効果、電動化影響、蓄電池排出状況分析	自動車リサイクル分野における脱炭素戦略の検討 自動車ライフサイクル全体の脱炭素化 自動車リサイクルプロセスそのものの脱炭素化
小電・家電	小電年14万トン回収 廃家庭用エアコンの回収推進によるHFC回収量増	サービス化や付加価値の最大化を図る 循環経済関連の新たなビジネスモデル
温暖化対策等により新たに普及した製品や素材	太陽光発電設備のリユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討 LiB・鉛蓄電池の適正なリユース・リサイクル 火災発生防止対策に向けた総合的な対応策	リサイクル技術の高度化を含め 3Rに関する技術開発・設備導入
ファッション	ラベリング・情報発信 新たなビジネスモデル、環境配慮設計 衣類回収システム・リサイクル技術高度化に向けた実態把握 関係省庁一丸となった体制整備	社会全体での適量発注・適量生産・適量購入・循環利用 サステナブルファッション実現

各分野における
施策等の方向性

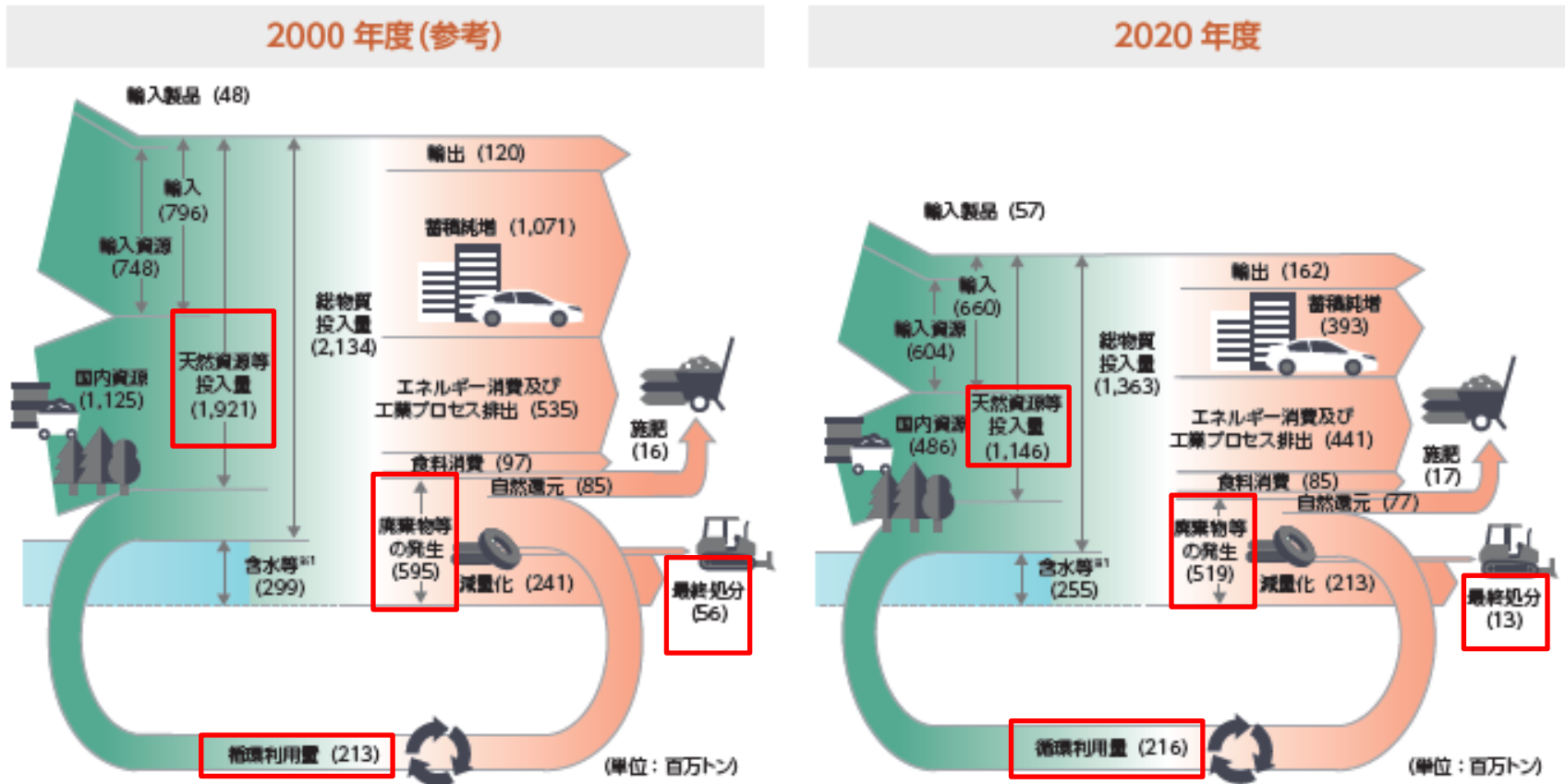
2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

<p>循環経済 関連ビジネス</p>	<p>事業者と投資家等との開示・対話に関する取組の後押し、サプライチェーン全体での取組評価</p> <p>包括的な技術開発・社会実装のための新たな支援策</p>	<p>循環経済関連ビジネスの実証フィールド国家、ESG投資が呼び込まれる社会</p> <p>地域・社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及、トレサビ確保、効率性向上</p>
<p>廃棄物処理 システム</p>	<p>脱炭素技術評価検証、官民連携方策検討</p> <p>廃棄物処理システム・施設整備方針等検討</p> <p>実行計画の策定</p>	<p>2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組</p>
<p>地域の 循環システム</p>	<p>資源循環分野における地域循環共生圏を構築推進するためのガイドンスの策定</p> <p>分散型の資源回収拠点ステーションや対応した施設整備に向けた運営・機能面等含めた施策検討</p>	<p>廃棄物を地域の資源として活用</p>
<p>適正処理</p>	<p>3R+Renewableに当たって、製品安全、有害物質リスク管理、不法投棄・不適正処理防止</p> <p>産廃最終処分場残余年数について、2019年度の水準(17年分)を維持(2025年度)</p>	<p>廃棄物を適正に処理するためのシステム・体制・技術の堅持</p>
<p>国際的な 循環経済促進</p>	<p>長期戦略・計画策定支援、関連制度整備支援、人材育成、循環インフラ標準化、福岡方式の海外展開</p> <p>二国間協力、環境インフラ海外展開、G7・G20活用、アジア太平洋地域のプラットフォーム構築・拡大</p>	<p>我が国循環産業や資源循環モデル海外展開</p> <p>循環経済関連ビジネスの成長</p> <p>適正な国際資源循環体制の構築</p>
<p>各主体による 連携、人材育成</p>	<p>循環経済パートナーシップ(J4CE)の活用</p> <p>様々な教育の場の活用、人材育成、物質循環と温室効果ガス算定ツールの整備</p>	<p>各主体の適切な役割分担、業種・分野を超えた多様な主体間連携</p>

■ 循環型社会形成推進基本法が制定された2000年度以降、産業廃棄物と一般廃棄物の合計最終処分量は減少し続け、2020年度では約13.0百万トンとなっており、目標値（2025年度で約13百万トン）に到達している。

図3-1-1 我が国における物質フロー（2020年度）



注：含水土等：廃棄物等の含水土等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。
資料：環境省

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景


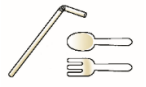


海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき 環境配慮設計に関する指針 を策定し、指針に適合した製品であることを 認定 する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を 国が率先して調達 する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての 設備への支援 を行う。  <付け替えボトル>		
	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき 判断基準 を策定する。 ➢ 主務大臣の 指導・助言 、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への 勧告・公表・命令 を措置する。<ワンウェイプラスチックの例> 		
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による 容リ法ルートを活用した再商品化 を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の 再商品化計画 を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の 選別、梱包等を省略 して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。  <プラスチック資源の例>	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を 自主回収・再資源化 する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。  <店頭回収等を促進>	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき 判断基準 を策定する。 ➢ 主務大臣の 指導・助言 、プラスチックを多く排出する事業者への 勧告・公表・命令 を措置する。 ● 排出事業者等が 再資源化事業計画 を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の 業許可が不要 に。

↓ ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

プラスチックごみ条約の策定に向けた動き

- 2019年のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意。現在、87の国と地域が共有。
- 2022年3月の国連環境総会（UNEA）において、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりに向け、**政府間交渉委員会（INC※）の設置**を決議。**2024年末までに作業完了**を目指す。

※Intergovernmental Negotiating Committee

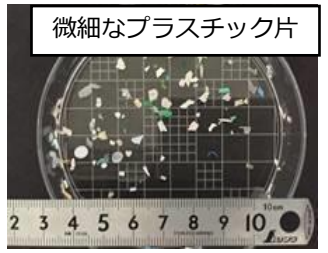
INC交渉スケジュール

2022年
INC1：11/28～12/2@ウルグアイ、プンタ・デル・エステ
 ・INCビューロー（理事会）発足、議長を選任、条約の目的や主要交渉議題の特定

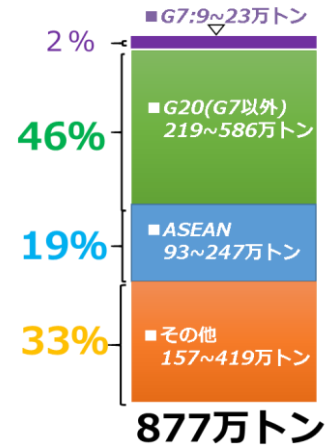
2023年
 （各国等は条約に必要な要素案に関する意見を提出）
INC2：5/29～6/2@フランス、パリ
INC3：11月13～18日@ケニア共和国、ナイロビ

2024年
国連環境総会（UNEA）：2月後半（INCの状況報告）
INC4：4月@カナダ、オタワ
INC5：10月又は11月@大韓民国（条約案の取りまとめ）

2025年
外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））
 ※最速の場合



＜国別の海洋への年間流出量＞



- ・**アジアが主要な排出地域**（研究者による暫定推計）
- ・**多量排出国を含む全ての国が参加する枠組みを目指す**

- **廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を受け、廃棄物処理基本方針の変更及び廃棄物処理施設整備計画の策定に着手。**
- **基本方針及び整備計画の案を2023年4月の中央環境審議会循環型社会部会において公表。**

(※2023年6月30日に基本方針は公布、整備計画は閣議決定。)

■ 廃棄物処理基本方針

- 基本方針は、廃棄物処理法に基づき定められている、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を示すもの。
- 適正処理の確保や災害廃棄物対策といったこれまでの政策課題への方針を拡充させつつ、2021年8月に循環型社会部会で議論した「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ案」及び、2022年9月に策定した「循環経済工程表」等を踏まえた内容に変更。

■ 廃棄物処理施設整備計画

- 廃棄物処理法において、廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法基本方針に即して、5年ごとに計画の案を作成し、閣議の決定を求めることとされている（廃棄物処理法第5条の3）。
- 廃棄物の持続可能な適正処理の確保については災害時も含めてその方向性を堅持しつつ、脱炭素化の推進や資源循環の強化という今後の廃棄物処理施設整備事業の重要な方針を示している。2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の視点を新たに記載して気候変動への対策内容を強化するとともに、循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点を追加。